

土木部建築設計及び工事監理等委託業務成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、奈良県土木部の所掌する建築工事に係る設計及び工事監理等委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による委託業務の受注者の適切な選定を促進し、もって委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として、1件の予定価格が100万円以上の委託業務のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る設計業務並びに積算業務及び意図伝達業務をいう。）
- (2) 建築又は建築設備に関する診断業務
- (3) 建築工事監理業務（建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備に係る工事監理業務をいう。）

(評定者)

第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、「建築設計及び工事監理業務等委託の調査要領」及び「建築設計及び工事監理業務等委託の検査要領」に定める調査職員及び検査職員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務ごとに評定者が採点を行うことにより行う。
2 評定の結果は、第2(1)及び(2)の委託業務については、建築設計等委託業務成績評定表（別記様式第1-1）に、第2(3)の委託業務については、建築工事監理委託業務成績評定表（別記様式第1-2）（以下、建築設計等委託業務成績評定表と合わせて「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 検査職員は、完了確認検査及び設計業務の完了による部分引渡し確認検査実施後速やかに、調査職員は、委託業務の完了及び設計業務の完了による部分完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

(評価表の提出)

第6 評価者は、評価を行ったときは、遅滞なく、評価表を委託業務担当課長（対象委託業務が出先機関の所掌するもの場合は、当該事務所長。以下同じ。）に提出するものとする。

(評価の結果の通知)

第7 委託業務担当課長は、評価者から評価表の提出があったときは、評価の結果を委託業務成績評価通知書（別記様式第2）により、評価の対象委託業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

(評価の修正)

第8 委託業務担当課長は、第7の通知をした後、当該評価を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行うものとする。

2 委託業務担当課長は、前項の修正を行ったときは、その結果を委託業務成績評価再通知書（別記様式第3）により、評価の対象委託業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して15日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を含む。）以内に、書面により、委託業務担当課長に対して評価の内容について説明を求めることができるものとする。

2 委託業務担当課長は、前項による説明を求められたときは、委託業務成績評価に係る説明書（別記様式第4）により回答するものとする。

附則

(施行期日)

平成24年8月1日施行（平成24年8月1日 技第106号）